

入札参加停止措置の概要

商 号 又 は 名 称	小池建設（株）											
所 在 地	飯田市下久堅下虎岩 3 0 8 9 番地 2											
建設業許可番号	2 0 - 0 0 1 9 4 4											
入札参加停止期間	令和 7 年 5 月 30 日 から 令和 7 年 8 月 29 日まで（3 か月）											
事 実 概 要	当該会社及び代表取締役（当時）が労働安全衛生法違反で略式起訴され、令和 7 年 4 月 23 日付けで飯田簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められる。											
理 由	長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第 2 第 1 1 号（不正又は不誠実な行為）に該当し、建設工事の契約の相手方として不適當であると認められるため。											
備 考	<table><tr><th colspan="2">【入札参加停止措置要領別表抜粋】</th><th>期 間</th></tr><tr><th>措 置 要 件</th><th></th><th></th></tr><tr><td>不正又は不誠実な行為</td><td>11 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき</td><td>当該認定をした日から</td></tr></table>			【入札参加停止措置要領別表抜粋】		期 間	措 置 要 件			不正又は不誠実な行為	11 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき	当該認定をした日から
【入札参加停止措置要領別表抜粋】		期 間										
措 置 要 件												
不正又は不誠実な行為	11 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき	当該認定をした日から										